

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

3

安全保障に関する当面の諸問題に関する件

三三 六二四 米保

一、安全保障に関する日米間の諸案件に関し、当面の主要問題に左の如きものがある。

- 1 左記
- 2 冷元
- 3 米軍長
- 4 備局長
- 5 三上
- 6 米軍長
- 7 米軍長
- 8 米軍長

- (1) 自衛隊と在日米軍の協力の基本関係
- (2) 在日米軍の日本地域外使用の問題
- (3) 核兵器問題及び之に関連する沖縄問題
- (4) 在日米軍配備の協賛強化の問題
- (5) 対日軍事援助問題

三三・七一 会議 二、前記の諸点に関し、問題の所在、対案並びに関連して考慮すべき大臣 冷元

極秘

5/8

(1) 自衛隊と在日米軍の協力の基本関係

事項は左の通りである。

(1) 問題の所在

ア、安保条約は我が国に自衛力の存しない時期に作成されたものであつて、現状は、自衛隊と、日本及び其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存するに過ぎず、其の間の協力関係を規定する日米間の約束は存しない。

イ、他面、在日米軍は、既に陸上戦闘部隊の撤退を了し、空軍も更に縮小過程にある事実よりするも、又現実に例へば防空組織運営に於て自衛隊と在日米軍が事実上共同作業に従事して居る事実よりするも、両者の協力の基本関係に付、両政府間に何等かの方法により明確にし置くことが望ましい。

(2) 対策

Woodward
5. 解決する
- 解決する
- 解決する

自衛隊と在日米軍は、夫々の国内法の限度で、日本地域(及び極東)の平和と安全の爲め協力するものなることを交換公文により両政府間に確認し、具体的措置は防衛庁と在日米軍の間で必要に依り取極めることとする方法が考へられる。

(3) 考慮すべき事項

a、安保条約は米軍の権利のみを規定し、日本地域防衛に關する何等の義務を規定していないが、前記(2)の措置が出来れば此の点を是正し得る。

b、他面米軍の日本防衛義務を規定する様安保条約を改訂せんとするも、其の場合は米側は相互防衛方式を条件とするから右は現実的ならず、前記(2)の措置の程度でも米側が同じ理由で難色を示すことはあり得るが、斯様な措置は日

米安全保障体制の現状に立脚する裏付けとして必要であると考へられる。

。、日米間に斯る約束を為す場合は、左翼勢力は我國が米困の防衛戦略の一環として更に深みに入つたと非難攻撃して来ることは予期して置く必要がある。

(4) 在日米軍の日本地域外使用の問題

(1) 問題の所在

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議することとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の日本地域外使用の結果、日本が其の意に反して戦争に捲き込まれることとなる、と云う問題がある。

(2) 対策

昭和二十一年三月
（前記(1)の対策の一環として、
極東の平和と安全が脅かされた場合は日米両政府間に協議
する」と云う趣旨の約束を取付けて本件をカバーさせるこ
ととしては如何かと考へられる。
（参考）
昭和二十一年三月

核兵器問題及び之に関連する沖縄問題

(1) 問題の所在

核兵器問題に関しては日米間に最も憂慮すべき不一致が
存する。米側は、国会等に於ける従来の政府の態度、例へ
ば「配備は装備を含むが故に核兵器持込は安保委員会の協

議事項なり」と云う説明や「核兵器持込を認めない方針で
ある」と云う政府の態度に付、一切沈黙を守つてゐるが、
(1)自由陣營の戦略が欧州に於てもアジアに於ても核兵器の
使用を前提としてゐること、(2)米軍自身の自衛の爲め核兵
器の使用を前提してゐること、等よりして米側は、米軍を
日本に置く限り、乃至は日米共同安全保障体制を続ける限
り、核兵器を日本に持込まないと義務として約束すること
は拒まざるを得ない。従つて現状から一歩進んで例へば国
会が核非武装決議を爲し、或は政府が米側から右の如き約
束を取付けんとするならば、安保条約体制の維持はむづか
しいこととなる。

他方此の問題に關する国会内外に於ける野党及左翼勢力

の攻勢は激化するものと予想されるが、前記^ア、の事情、並びに核兵器の進歩に伴い小型の戦術的核兵器も開発されている事実を鑑み、核兵器問題に就ての野党及左翼勢力の攻勢を現在の限度で喰止めることが必要である。斯る見地より日米間に何等かの了解を行うべきやの問題がある。

(2) 対策

此の問題に關して米側との間に何等かの了解を取付けるとすれば、

- ア、核兵器持込を事前承認事項とする、
- イ、核兵器持込を協隣事項とする、
- ウ、改めて一般に在日米軍の装備を協隣事項とする、等の形が考へられる。

の配備上の米軍の性質(四半)兵力規模及兵器

(3) 考慮すべき事項

ア、米國は核兵器に關する我が國國民感情は熟知して居ること、又ミサイルを受容れる諸國に就ても核弾頭持込使用は当該國の意圖を尊重することになつてゐること、等よりして米側も前記(2)の如き了解に無下に應じないとは思われなすが、斯る結合を為すとせば、其の途次、米側に対し、特定の場合には核兵器持込に同意することあるべきことを明らかにする用意がなければ結合は成立たない。

イ、沖繩に就ては米側は何等の約束を為すことも拒むべく、前記(2)の了解は沖繩を含まない。従て若し斯る了解が出来れば、左翼勢力の沖繩を繞る反響が予想される。

(1) 在日米軍配備の協隣強化の問題

配備、半對、援手
特ニ米軍採用ノ場合ノ
消滅的配備、要員ニ付
言明可能ナル所ノ協賛
トナ
(参考)

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議されて來ているが、今日の実情は米軍の撤退が「日米会談に於ける日本側の要請に基いて」と云うことで急速に進められ、特に空軍關係に於ては我方の自衛隊育成が追付かずして防衛に空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の両者の力を綜合して我國の防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を實質的に強化して行く必要がある。

(4) 対日軍事援助問題

自衛隊裝備の質的強化の爲めには今後共米國よりの軍事援助に依存する必要ある処、此種援助を受ける爲めには、

- (1) 我方に於ける秘密保護措置も必要であり、
- (2) 核弾頭と切離された近代兵器を受容れる態度を明確にしな

ればならず、

(8) 米側に対して我方が自助の實を挙げていることを示す必要もあることは勿論であるが、

斯様な前提の下に米側に対し自衛隊裝備の近代化に関する積極的援助を要請する努力を払う必要がある。

三前記の諸点は、なるべく速かな機会に東京に於て日米安保委員会を念頭に置いて之を米側に提起すべきであると思われるが、同時に我國の防衛問題に關し、日本政府として充分態度を固め置くべき諸問題がある。殊に米側に提起すべき諸点は、前記(1)より(4)に至る迄米側に求むる所のみ多き形とならざるを得ないのであつて、此等諸点の円満なる解決は、防衛に關する日本政府の確乎たる態度が示されることなくしては望み得ざる所である。

(1) 防衛に関する日米関係の認識について

従来在日米軍は兎角占領軍の延長として白眼視され、行政協定は米軍を縛る鎖にとの精神で運営され、又自衛隊は米国のお声掛けで急造させられたものであるとの気持が政府部内に於てすら存したのではないかと思われる。然るに現状では米軍は相当急速な縮小過程にあるに對して自衛隊の育成は種々の制約下にあり、従来の趨勢を以てしては我國の防衛に空白を生ずる惧大である。依而政府全体として防衛問題に對す認識を新にし、防衛努力は対米協力であると云う様な膠見を排し、防衛は日本自身の問題であるとの認識に立ち、日米共同安全保障の大局的見地より明確な態度で善処することが必要である。

(2) 防衛施設の確保について

米軍施設の返還は逐次進んでいるが、返還後の処分に關し混乱が絶えず延いては米側の不信を招くことともなる次第である。依而当面に提供しているものを含め、政府として我國防衛上所要の施設の範囲を確定し、此等所要施設は、国・公・私^別の別を問はず確保する態度を明にし、無用の廢棄を避ける必要がある。尚自衛隊施設の有事の際の米軍共同使用の方途に就ても研究を要する。

此の點に關連し、例へば航空管制運営等の分野に於て、關係官庁をして防衛上の要請を充分尊重せしめる必要がある。

(3) 近代兵器裝備について

核兵器について小型戦術核兵器が開発されているが、此の問題及びI O B Mの類は別とし、所謂ミサイルに就ては之を受容

れるものなることをはつきりする必要がある。同時に此等近代兵器導入に必要な限度の秘密保護立法は是非必要である。

(二) 沖縄問題

防衛問題に関し、左翼勢力は其の攻勢の重点を沖縄問題に置く傾向を示しているが、現下の国際情勢の下に於ては沖縄に強力な基地があることが自由陣營の爲め必要であるとの事實を明らかにし、沖縄の米軍施設には我方は干与せざる立場を堅持する必要がある。